



2018年9月分 測定結果
苫小牧市 環境保全課

2018年
11月
発行



大気汚染物質の
測定結果

航空機騒音の
測定結果

●大気汚染について

○大気汚染物質の測定項目

苫小牧市では、大気汚染を未然に防止するため、市内6測定局で自動測定機による二酸化硫黄や窒素酸化物などの常時監視と、ダイオキシン類やベンゼンなど継続的に摂取すると人の健康を損なうおそれのある物質（以下「有害大気汚染物質」という。）の監視測定を行い、大気汚染の状況把握に努めています。

測定項目		特徴
常時監視物質	二酸化硫黄	高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われています。
	浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子のことをいい、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすと言われています。
	一酸化炭素	血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害し、人体に有害な影響を及ぼすと言われています。
	二酸化窒素	高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。
	光化学オキシダント	光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観測されています。
	微小粒子状物質	大気中に浮遊する粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微細な粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器、循環器への影響が懸念されています。
有害大気汚染物質	ベンゼン	発がん性などを有し、低濃度であっても、長期的な摂取により健康影響が生じる恐れのある物質です。
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	ダイオキシン類	

○大気汚染物質の測定地点と測定項目

測定項目	測定地点		一般環境大気測定局			自動車排ガス測定局	
	双葉局	明野公園局	沼ノ端公園局	勇払局	糸井局	市役所局	
常時監視項目	二酸化硫黄	○	○	○	○		
	浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○
	一酸化炭素					○	
	二酸化窒素	○	○	○	○	○	○
	光化学オキシダント	○	○	○	○		
	微小粒子状物質			○		○	
有害大気汚染物質			○		○		



※ダイオキシン類は年に4回測定を行っており、その他の有害大気汚染物質については毎月測定を実施しています。

※「一般環境測定局」は、一般的な生活空間の大気汚染状況を測定しています。「自動車排ガス測定局」は、主要道路沿の自動車排ガスの影響を測定しています。

●平成30年9月 大気汚染物質常時監視測定結果

勇払局にて光化学オキシダントが環境基準を超過しましたが、このことによる健康被害等の報告はありませんでした。

測定項目		測定結果(最高値)						環境基準及び評価方法 ※環境基準は年間(4月～翌年3月)で評価をします。		
		双葉	明野	沼ノ端	勇払	糸井	市役所	環境基準	評価方法	
二酸化硫黄 [ppm]	日平均値	0.007	0.003	0.002	0.002			日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	有効となる測定日の日平均値のうち、数値が高い方から2%の範囲にあるものを除外した上で、一番高い値が環境基準を超えないこと。 ただし、環境基準を超過した日が2日以上連続した場合は不適合とする。	
	1時間値	0.021	0.016	0.009	0.012					
浮遊粒子状物質 [mg/m ³]	日平均値	0.018	0.012	0.020	0.020	0.016	0.013	日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	有効となる測定日の日平均値のうち、数値の低い方から98%目の値に相当するものが環境基準を超えないこと。 ただし、環境基準を超過した日が2日以上連続した場合は不適合とする。	
	1時間値	0.04	0.029	0.037	0.058	0.030	0.035			
一酸化炭素 [ppm]	日平均値					0.3		日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	有効となる測定日の日平均値のうち、数値の低い方から98%目の値に相当するものが環境基準を超えないこと。	
	1時間値					0.6				
二酸化窒素 [ppm]	日平均値	0.014	0.012	0.013	0.009	0.007	0.013	日平均値が0.04～0.06ppmの範囲内またはそれ以下であること。	有効となる測定日の日平均値のうち、数値の低い方から98%目の値に相当するものが環境基準を超えないこと。	
光化学オキシダント [ppm]	1時間値	0.060	0.057	0.056	0.063			1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時～20時)のすべての1時間値が環境基準以下であること。	
微小粒子状物質 (PM2.5)[μg/m ³]	日平均値			15.1		10.4		年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	有効となる測定日の日平均値のうち、数値の低い方から98%目の値に相当するものが環境基準を超えないこと。 年平均値が環境基準以下であること。	

●平成30年9月 有害大気汚染物質測定結果

各測定項目ともに異常は見られませんでした。

測定項目		測定結果						環境基準及び評価方法 ※環境基準は年間(4月～翌年3月)で評価をします。		
		双葉	明野	沼ノ端	勇払	糸井	市役所	環境基準	評価方法	
ベンゼン [μg/m ³]		0.42	0.41		0.55			3 μg/m ³ を超えないこと。	1年間の平均値が環境基準を超えないこと。	
トリクロロエチレン [μg/m ³]		0.015	0.006 未満		0.006 未満			200 μg/m ³ を超えないこと。		
テトラクロロエチレン [μg/m ³]		0.028	0.009		0.11			200 μg/m ³ を超えないこと。		
ジクロロメタン [μg/m ³]		0.66	0.59		0.94			150 μg/m ³ を超えないこと。		
ダイオキシン類 [pg-TEQ/m ³]		-	-		-			0.6pg-TEQ/m ³ を超えないこと。		

※環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準です。

※人の健康又は生活環境に影響が生じるおそれがある場合は、緊急時の措置として注意報及び警報の発令を行います。

緊急時の措置が定められている物質は、PM2.5と有害大気汚染物質を除いた5物質です。

※PM2.5については、健康影響を防止するための水準（日平均値70 μg/m³）が定められており、この値を超えると判断した場合に注意喚起を行います。

●航空機騒音について

○航空機騒音の環境基準

環境基準とは、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として定められています。

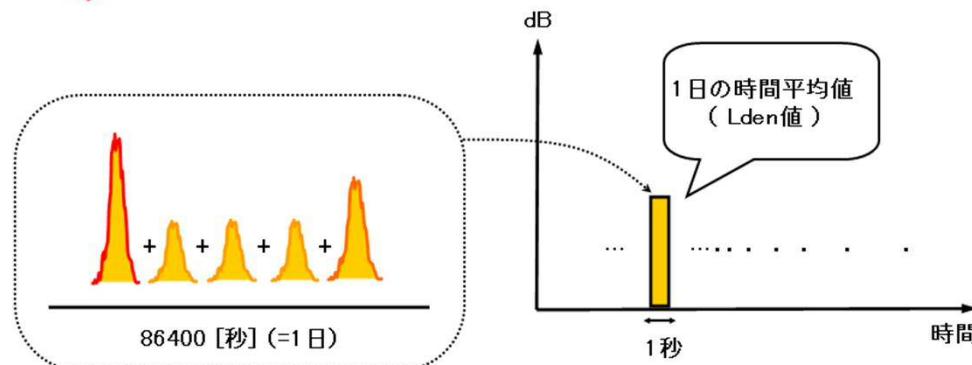
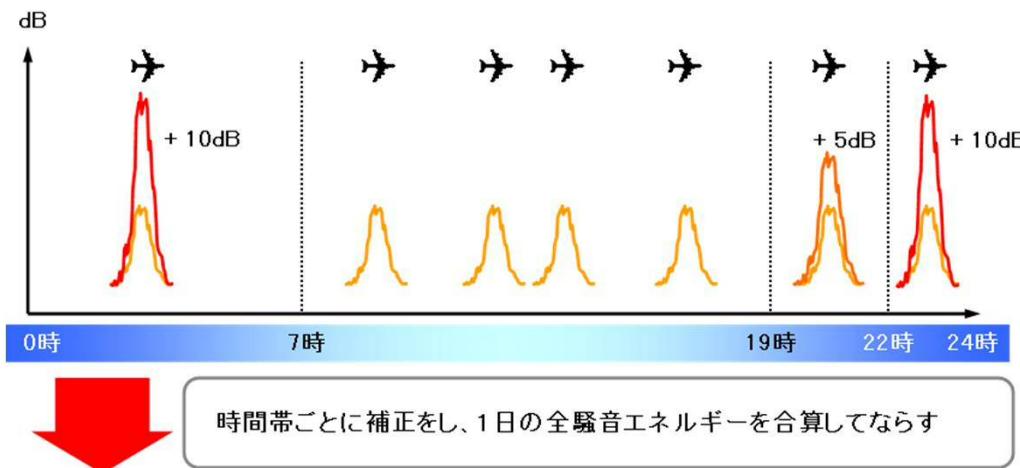
航空機騒音の環境基準は以下のとおりに定められています。

地域の類型	基準値(Lden)
I	57 dB以下
II	62 dB以下

航空機騒音の評価はLden（時間帯補正等価騒音レベル）で行われます。

Ldenとは、各飛行機の音の聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人々が受ける騒音エネルギーを測定し、時間帯による補正を行った値をいいます。

図のように19時～22時、22時～24時、0時～7時の騒音に重み付けを行い、1日の時間平均をとって算出します。



○航空機騒音の測定地点



苦小牧市設置の航空機騒音測定局	① 植苗会館局 ② 丹治沼局 ③ 琥珀荘局 ④ 沼ノ端東局 ⑤ 沼ノ端局
-----------------	--

●平成30年9月 航空機騒音常時測定結果

		時間帯別回数 (回)					レベル別回数 (回)								最高値 (dB)	Lden (dB)
		0時 ～ 7時	7時 ～ 19時	19時 ～ 22時	22時 ～ 0時	合計	70dB未満	70dB～	75dB～	80dB～	85dB～	90dB～	95dB～	100dB～		
植苗会館局	月計	32	4,291	802	24	5,149	5,038	100	10	1	0	0	0	0	81.5	51
	日平均	1	165	31	1	198	194	4	0	0	0	0	0	0		
丹治沼局	月計	38	5,306	876	62	6,282	2,475	3,216	554	36	1	0	0	0	85.2	58
	日平均	1	204	34	2	242	95	124	21	1	0	0	0	0		
琥珀荘局	月計	38	5,085	916	59	6,098	5,861	205	31	0	1	0	0	0	85.0	53
	日平均	1	196	35	2	235	225	8	1	0	0	0	0	0		
沼ノ端東局	月計	34	3,966	583	65	4,648	3,768	815	55	9	1	0	0	0	85.4	54
	日平均	1	153	22	3	179	145	31	2	0	0	0	0	0		
沼ノ端局	月計	35	3,813	642	55	4,545	4,402	69	47	18	6	3	0	0	94.9	52
	日平均	1	147	25	2	175	169	3	2	1	0	0	0	0		

※環境基準は年間値(4月～翌年3月)で評価を行います。

市内測定局の環境基準値 (Lden) は62dBです。

※時間帯別回数 (回) の日平均が 1 以下になった場合、合計が合致しないことがあります。

●騒音の目安

[dB]

30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
郊外の深夜 ささやき声	市内の深夜 図書館の中	静かな事務所	普通の会話 静かな乗用車	電話のベル (前方1m)	バスの車内	騒々しい工場	電車通過時の ガード下	自動車の警笛 (前方2m)	ジェットエンジン の近く

このような場合はお問合せを

- ・ 煙、嫌な臭い、騒音など身の回りの公害でお悩みのとき
- ・ 川の汚れなど周囲の環境の異変に、お気づきのとき
- ・ 環境をテーマにした、行事、学習、講座などについて
- ・ その他、環境に関することについて知りたいとき

[お問合せ先]

苫小牧市環境衛生部環境保全課

所在地 : 〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地25

TEL : (0144) 57-8806

FAX : (0144) 57-8809

E-mail : kankyo-hozan@city.tomakomai.hokkaido.jp

○ 苫小牧市公式ホームページ

環境保全課のホームページはこちらのURL、

またはQRコードからご覧頂けます。

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyo-hozan/>



○ 大気汚染物質測定結果のリアルタイム情報

苫小牧市の大気環境のホームページはこちらのURL、

またはQRコードからご覧頂けます。

http://kankyo-hozan.bizmw.com/tomakomai_taiki/index.php

